



第35号

平成19年1月1日

いちかわし

農業委員会だより

編集／発行・市川市農業委員会 市川市東菅野2丁目23番1号

(菅野終末処理場管理棟3階)

電話・047(325)0178 HPアドレス・<http://www.city.ichikawa.chiba.jp/agri/>

年頭にあたって



田中会長

明けましておめでとうございます。
農家のみなさまにおかれましては、輝かしい新年を迎えられ、心からお慶び申し上げます。

昨年は、5月から農業飛散防止が義務付けとなり、農薬の使用が一段と厳しくなりました。また、ハクビシンやカメムシによる被害も発生し、そのうえ梅雨明けが遅く、市川の主力農産物である幸水の生育にも深刻な影響がありました。

農政をめぐる問題としては、国の農業政策の大幅な転換を前提に、市川市におきましても「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」が千葉県の基本方針の変更にあわせて改正されました。本年から国の補助事業は、認定農業者と集落営農・農業生産法人に集中させる方針であります。

そうなりますと規模拡大のむずかしい大都市近郊の農家にとっては、いよいよ農業を続けることがむずかしくなっています。

この一年間、農業委員会では、遊休農地対策として、パトロールの強化やアンケート調査によって、農地の有効活用を図ることとあわせて、担い手対策として、「次世代に農業を継承するために」をテーマとした『農業者による意見交換会』を開催するなど、微力ではございますが努力してまいりました。

本年も農家にとっては、厳しい年になるかもしれませんが、しかし、市川には、若い農業後継者がたくさんおります。いかなる状況にあっても、世代を超えて、長年積み上げた経験と知恵と努力で、都市農業を守っていかうではありませんか。

平成19年が、みなさまにとって良い年でありますことをお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。



次世代に農業を継承するために 農業者による意見交換会を開催



◆◆◆パネルディスカッション風景◆◆◆

一月二八日、農業委員会主催の「農業者による意見交換会」がJ A市川市本店会議室で開催されました。会場には市内の農業者のみなさんが多く参集し、千葉県農業会議、東葛飾農林振興センター、J A市川市、市川市農水産課など農業関係者も駆けつけてくださいました。

冒頭、挨拶に立った田中会長は、「農産物価格の低迷と都市化の進展によって、市川市の農業は益々厳しくなってきました。これからの都市農業経営を考えるきっかけになれば」と開催の趣旨を説明し、千葉県農業会議からは、農業基盤強化促進法の改正と国の助成方針の変換など農政を巡る情勢の報告がありました。来賓の小泉J A市川市代表理事組合長は「国の政策のメリットが見えてこない」と自らも認定農業者の立場で、挨拶をされました。

意見交換会に先立ち、「次世代に農業を継承するために」と題して木村伸男岩手大教授を招き、記念講演を行いました。先生は都市農業のすすむべき方向として安定した不動産所得と高い技術で直売に

よる高売上の「優雅な家族農業」、高い農業技術と人を雇い企業管理をする利益追求型の「企業型雇用農業」、数人が共同して組合をつくり、農業体験や市民農園と直売を行う「市民サービスマスター」を目的とした直売やトラック販売の「家産維持生甲斐農業」の4形態を示し、特に市川では、「優雅な家族農業」と「企業型雇用農業」を目指すことをすすめられました。

第2部の意見交換会では、パネルディスカッション方式で熱心な意見発表と討論が交わられました。コーディネーターは農林振興センターの宮下振興普及部長にお願いしました。パネラーには二十代の石井潤一さん（大野町でシクラメンを栽培）、三十歳の太田裕土さん（国府台でイチゴを栽培）、中堅から染谷和男さん（国分で露地野菜栽培）、荒井一昭さん（柏井で梨を栽培）、女性の田中眞優美さん（北国分で野菜の直売）、農業委員の岡本公一さんの6人が将来の夢を語ってくれました。会場からも活発な意見がだされました。

まとめとして、共通の課題は「価格」と「環境」であるとして、木

村教授は、「都市農業の優位な点は、いつも消費者の顔が見えるところにいるので、消費者と相対で話し、納得のうえで購入してもらえば値段は自分で決められる」として市場価格に左右される地方との差を指摘し、「環境」については、消費者に農薬や堆肥のことを直接話しかけ、農業体験などを通して地域の人たちの理解を得る努力が大切と話されました。

当日の参加者は、地元農業者四六名、農業委員一五名、農協、行政など関係者を含めて計七二名の参加でした。

遊休農地アンケート結果報告

八月に行った耕作地の所有状況調査にあわせて、遊休農地アンケート調査がまとまりました。

1. 回答状況

136世帯の方々からご回答をいただきました。調査対象数は、938世帯で回収率は、14.57%になります。また、11世帯の方から遊休農地に対する貴重な

ご意見を頂戴いたしました。

2. 遊休農地の地区別状況

市内の農家が所有する遊休農地は、市内全域に散在しておりませんが、地区別に見ると1位 柏井町(31筆、18.795㎡)、2位 大野町(19筆15.840㎡)、3位 大町(6筆、8.746㎡)といったように農業の盛んな地区に多くみられることが分りました。利用集積をすすめるには有利な条件ではないでしょうか。他方、市街化の進んだ行徳地区で、遊休農地があると回答した地区は、上妙典だけでした。

3. 地目別

回答のあった農家が保有する遊休農地は、129筆、93,876㎡でした。地目別では、田95筆、53,301㎡、畑34筆、40,575㎡となっており、水田の遊休化が特に大きいことがわかりました。

4. 遊休化の原因

遊休化した原因は、「耕作に適さなくなった」が34件と最も多く42.0%、「高齢化」26件(32.1%)と「担い手不足」20件(24.7%)が、これに続きます。

農家からは、「埋立てによって、道路がなくなった。」「出入り口がない。」「農機具の搬入ができない。」「水の便が悪い。」といった声が多く寄せられました。また、過半数(56.8%)が、「高齢化」や「担い手不足」といった「労働力の不足」を原因としてあげています。

5. 今後どうするか?

遊休農地の今後について所有する農家は、「未定」37件(41.1%)と答えたものが最も多く、「市民農園」28件(31.1%)がこれに次ぎ、「宅地」(7件)や「駐車場」(1件)への転用は、8件(8.9%)で、自分で耕作するは4件でした。また、農地として「売りたい」(7件)「貸したい」(4件)といった回答もありました。

「未定」の理由としては、耕作する人がいなくなったり、転用するにも袋地だったりで利用できないことが考えられます。

経営拡大を考えている農家は、12件ありましたが、「買いたい」が7件、「借りたい」が4件、「どちらでもよい」が1件でした。



謹んで新年のお慶びを申し上げます

農業委員会委員一同



| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|------|
| 渡邊 和昭 | 三橋 三男 | 三橋 孝夫 | 松丸 房雄 | 松丸 裕紀 | 松丸 武夫 | 堀 桂治 | 竹中 秀忠 | 竹内 清海 | 竹内 一雄 | 清水 昭元 | 寒川 一郎 | 久保田 征一 | 金子 貞作 | 岡本 公一 | 朝倉 徹男 | 高橋 成彰 | 田中 浩 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|------|

農業委員会事務局職員一同

お知らせ

土砂等の利用による農地

造成について

千葉県から農地造成について、事務指針（審査基準）を平成18年12月1日から改正する旨の通知がありました。

県によりますと農地造成は、本来、「効率的な耕作を行うために」実施されるべきものであるにもかかわらず、近年、建設残土を用いるものが多く見られることから、その趣旨を徹底するために改正することです。

審査基準

- ① 土地所有者等が農地造成後、耕作する意思があるか。
 - ② 造成する農地は、従前に比べて、よりよい農地となる計画か。
 - ③ 造成後に収量の増加や収益の増加が見込めるか。
 - ④ 土地所有者等が農地造成後に作付けする農作物は、当該土地所有者等が作付け可能か。
- といった点が審査されます。

なお、軽微な農地改良で自らが従前の作土と同等以上の土砂を用いる場合は、従来どおりの届出での取扱いとなります。

- 一時転用（埋立て事業）審査基準
- ① 従前の農地より高い利用価値を有する農地に復元でき、農業経営の改善に役立つこと。
- ② 周辺の農地の農業生産条件への悪影響、道水路の分断、機能の低下を招くおそれがないこと。埋立ての高さは、必要最小限であること。
- ③ 農地造成の一時転用期間は3年以内。
- ④ 転用許可面積及び埋立て等の土量は、期間内に農地への復元が可能なるもので、埋立て計画分の土量の確保の見込みがあること。
- ⑤ 事業面積を拡大するための申請は、特定事業面積の10分の2以内であること。
- ⑥ 農地復元後の計画について、作付計画等で具体的に利用計画が明確にされていること。
- ⑦ 農地復元誓約書を添付させること。

- ⑧ 搬入される土砂等の地質について安全性が確認できること。
- ⑨ 埋立て工事については、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」又は市町村条例に準拠すること。
- ⑩ 天地返しの掘削は、地盤面から1.5m以内とすること。
- ⑪ 覆土は作物の育成に適する土壌とし、1m以上とすること。
- ⑫ 覆土を天地返し以外の方法で行う場合は、埋立て後、耕作可能であること。

なお、埋立ての面積が300㎡を超える場合は、市川市廃棄物対策課へ、また3000㎡を超える場合は、千葉県産業廃棄物課（電話043（2223）2656）にお問い合わせください。詳細は、市川市農業委員会まで。

農水産課からのお願

住宅やこれに近接する土地で農薬を使用するときは、農薬が飛散しないよう防止措置を講ずるよう定められています。

○ 住宅地付近では窓が開いていないか、洗濯物が無いか、ペット類が離れているか、子ども、通行人、自動車などが通らないか確認し、農薬がかからないよう声をかけましょう。

○ 風の無い時を選び、飛散する位置と方向に注意しましょう。

○ 周辺の生産者同士で連絡を取り合い、使用農薬、散布日、出荷日等を確認しましょう。

編集後記

昨年は、ハクビシンとカメムシによる被害が問題になりました。しかし、ハクビシンは保護獣なので勝手に捕獲することはできないそうです。市役所の農水産課にご相談ください。カメムシは、地域で一斉に退治することが有効なので、ご近所で相談されたら如何でしょうか。

農業委員会だより編集委員

岡本 公一

竹内 一雄

杉丸 房雄